

富裕層の財産把握のため高まる重要度、記載簡略化で提出促す狙いか

令4改正通達踏まえた 財産債務調書の記載変更点

近年、課税当局は「重点管理富裕層プロジェクトチーム」（富裕層PT）を設けるなどして、富裕層に対する課税の適正化に取り組んでいる。富裕層が所有する国内外の財産・債務の情報収集を行う方法として、財産債務調書制度及び国外財産調書制度があるが、周知のとおり、令和4年度税制改正ではこれらの制度の見直しが行われている。

この改正を受け国税庁は7月5日、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）の改正通達（以下、「調書通達」）、及び改正内容のポイントを示した「財産債務調書制度等の見直しについて」を公表した。本特集では、令和4年改正の内容を押さえつつ、今回の通達の改正等で詳細が明らかになった部分を、「財産債務調書制度FAQ（令和3年12月）」（以下「QA」）の内容等も踏まえながら詳しくお伝えする。

提出義務者の拡大の一方で提出期限は延長も、宥恕規定は厳格化

まず、令和4年改正の内容をおさらいしておこう（表1参照）。

改正前は、所得2,000万円以下の者は、仮に高額な資産を保有していたとしても財産債務調書の提出義務がなく、課税庁による資産の異動状況等の把握が十分でないという課題があった。そこで、令和5年分以後は、提出義務者に所得要件を設けずに、財産の価額の合計額が10億円以上の者を提出義務者に加えることとされた。

なお、海外で保有する資産の合計額が12月31日時点で5,000万円を超える場合は、別途、国外財産調書も提出しなければならない。

また、改正前の提出期限（3月15日）ま

ることは必ずしも容易でないことから、提出期限を6月30日まで延長することとされた。同様に事務負担軽減の観点から、記載事項の運用上の簡略化も改正事項に盛り込まれた。

記載事項の簡略化については、税制改正大綱では、記載を省略することができる「家庭用動産」の取得価額の基準を300万円未満（改正前：100万円未満）に引き上げる旨のみが明らかにされていたが、7月5日に公表された改正後の調書通達では、簡略化できる財産・内容の詳細が明らかになった（表2参照）。

そのほか、提出期限後に財産債務調書等が提出された場合の宥恕措置も見直された。

周知のとおり、財産債務調書等を提出期限

で、保有財産の詳細を正確に算出・記載し、期限内に提出した場合は、調書記載の財産・債務

最新号（7月25日号）の掲載記事となります。
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。